

令和7年度 調理等業務委託公募 実施要領

(目的)

第1 石川県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）が運営する以下の4施設の調理等業務委託期間が満了することに伴い、令和8年度から3年間を限度としての委託事業者の選定を行うものである。

- ① 石川県鳳寿荘
- ② 石川県八田ホーム
- ③ 老健ホームいしかわ
- ④ 広岡こども園

(委託名)

第2 石川県社会福祉事業団調理等業務委託

(業務内容)

第3 委託する業務は、利用者等の食事に係る献立表の作成、食材の調達管理、調理、配膳、衛生管理及びこれらに付随する業務全般とする。

(委託期間)

第4 委託する期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、双方合意により令和11年3月31日までの間1年ずつ更新できる。

(事業者の選定方法)

第5 委託事業者の選定は、公募型プロポーザル方式とする。

(事業者の資格)

第6 応募事業者は、県内で社会福祉施設給食業務の受託実績を有すること。

(審査会)

第7 事業者の選定を行うために理事長、監事2名、各施設の代表者1名及び栄養士で構成する石川県社会福祉事業団調理等業務委託事業者審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、業務内容の詳細、提案項目及び審査基準等を協議する。

3 審査会は、事業者から提出された提案書等の説明を受け審査し、委託事業者を選定する。

(プロポーザルの実施)

第8 プロポーザルの参加に関して必要な費用はすべて参加事業者の負担とし、提案書等は指定期日までに提出することとする。

(契約の締結)

第9 契約は選定事業者と委託業務にかかる具体的な内容について協議を行い、委託内容、委託金額等について合意に達した場合に委託契約を締結する。

(スケジュール)

第10 委託事業者決定までのスケジュールは別紙のとおりとする。

附 則

この要領は、令和7年10月23日から施行する。